カンボジア



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	7万百百万 (及民)、事未民(正公(「・万)兵が同の7年。(ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
	顧客が50人以下のレストラン	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法及び2014年10月9日付税務登録に関する省令第1139号)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法及び2001年11月5日付会社・企業の開閉に関する省令第288号)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
		衛生安全証明書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による 有効期限:2年		http://www.ddfcambodia.com/
从合		レストラン開業許可書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による 有効期限:1年	区役所(Khan)のOne Window Service(2008年6月13日付レストランに対する観光 許可書の付与に関する省令第076号及び(2013年12月2日付市・県・区レベルの 業サービスの提供に関する省令第3856号))	
外食	顧客が50人以上のレストラン	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
		衛生安全証明書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による 有効期限:2年	保健省の医薬品・食品・医療機器及び化粧品局(2008年6月13日付レストランに対する観光許可書の付与に関する省令第076号)	http://www.ddfcambodia.com/
		レストラン開業許可書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第4条)。 有効期限:1年	観光省または市・県の観光部門(2008年6月13日付レストランに対する観光許可書の付与に関する省令第076号)	http://www.tourismcambodia.org/
小売	小売	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/

カンボジア



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考•URL
		理美容開業許可書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による 有効期限:1年	区役所(Khan)のOne Window Service(2013年12月2日付市・県・区レベルの業サービスの提供に関する省令第3856号)	www.owso.gov.kh/
	美容外科センターまたは美容ケアセンター	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
		美容外科センター設立許可書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第2条から第5条)。 有効期限:2年	保健省の医薬品・食品・医療機器及び化粧品局(2010年1月26日付美容外科センター及び美容ケアセンターの設立に関する省令第008号)	http://www.ddfcambodia.com/
	5席以下のマッサージ開業許可書	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
理美容		マッサージ開業許可書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による 有効期限:1年	区役所(Khan)のOne Window Service(2013年12月2日付市・県・区レベルの業サービスの提供に関する省令第3856号)	www.owso.gov.kh/
		商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
		マッサージ開業許可書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第4条)。 有効期限:1年	観光省または市・県の観光部門(2008年6月13日付マッサージ・スパーに対する観光許可書の付与に関する省令第075号)	http://www.tourismcambodia.org/
	スパー	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及 びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
		スパー開業許可書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第4条)。 有効期限:1年	観光省または市・県の観光部門(2008年6月13日付マッサージ・スパーに対する観光許可書の付与に関する省令第075号)	http://www.tourismcambodia.org/

カンボジア



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考•URL
教育	1年以下の専門・外国語 学校	学校開業許可書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による 有効期限:5年	区役所(Khan)のOne Window Service(2013年12月2日付市・県・区レベルの業サービスの提供に関する省令第3856号)	www.owso.gov.kh/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
フィットネス・クラブ	フィットネスクラブ	商業登録証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(第14条)。	商業省または市・県の商業部門(1995年商業規則及び商業登記に関する法律及びその1999年改正法)	http://www.moc.gov.kh/en-us/
		パテント・VAT証明書:経営者が右欄の法令における必要書類を提出し、申請しなければならない(省令第1139号第5条から第9条)。	税務局(2004年税法)	http://www.tax.gov.kh/
		労働省における会社設立の届け出:経営者が右欄の法令における必要書類を 提出し、申請しなければならない(省令第288号2条)。	労働省または市・県の労働部門(1997年労働法)	http://www.mlvt.gov.kh/index.php/km/
		フィットネス・クラブ開業許可書:法令では、申請条件及び必要書類等について定められていないため、管轄官庁からの指導による。 有効期限:1年	区役所(Khan)のOne Window Service(2013年12月2日付市・県・区レベルの業サービスの提供に関する省令第3856号)	www.owso.gov.kh/